請求日 令和 6 年 5 月 1 日

（宛先）那珂川市長

施設等利用費請求書（償還払い用）

認可外保育施設・一時預かり事業の施設等利用費

【 令和 7 年 4 月 分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第３０条の１１第１項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記のとおり請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。
なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

1．申請者と認定子どもが、那珂川市内に居住していることを那珂川市が住民基本台帳で確認すること
2．実際に利用していることを那珂川市が対象施設に確認すること。
3．利用料の支払い状況を那珂川市が対象施設に確認すること。
4．課税状況を那珂川市が確認すること。

1．施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ	ナカガワ　ハナコ	認定子どもとの続柄	母	生年月日	平成 ● 年 ● 月 ● 日
氏　名	那珂川　花子 ※振込先は申請者名義の口座となります			現住所	福岡県那珂川市〇〇〇丁目〇番〇号 電話：●●●－●●●－●●●●

2．認定子ども(認定子どもごとに申請して下さい)

法第30条の4の認定種別	□ 第2号 ■ 第3号	認定番号	●●●●
生年月日	令和　〇 年 〇 月 〇 日	フリガナ	ナカガワ　イチロウ
令和5年1月1日～令和5年12月31日の間の住所 ■ 現住所のとおり □ 転入した □ 転出した		氏　名	那珂川　一郎
上記で転入	出日を記入	年　月　日	

金融機関またはゆうちょの
どちらかをご記入ください。

3．償還払い　はゆうちょ銀行をご記入ください)

金融機関名		預金種目	■ 普通　□ 当座
銀行・信用金庫　△△　農協・信用組合	支店　▲▲　出張所	口座番号	0 1 2 3 4 5 6
		口座名義(カタカナ)	ナカガワ　ハナコ
ゆうちょ銀行		預金種目	■ 普通　□ 当座
12345　－　12345671		口座名義(カタカナ)	ナカガワ　ハナコ

※申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、本市指定の委任状を提出してください。
※ゆうちょ銀行の場合、記号・番号（5桁・8桁）をご記入下さい。

4．利用した認可外保育施設・一時預かり事業を記入（複数記入可）

①	フリガナ	●●ホイクエン	所在地	〒 ●●●－●●●●
	施設・事業名	●●保育園		●●●市●●●丁目●番●号 電話：●●●－●●●－●●●●
	契約している利用料※2	■ 月額 24,000 円 □ 日額　円 □ 時間額　円		
②	フリガナ	▲▲ホイクエン	所在地	〒 ▲▲▲－▲▲▲▲
	施設・事業名	▲▲保育園		▲▲▲町▲▲▲丁目▲番▲号 電話：▲▲▲－▲▲▲－▲▲▲▲
	契約している利用料※2	□ 月額　円 ■ 日額 1,500 円 □ 時間額　円		
③	フリガナ		所在地	〒 電話：
	施設・事業名			

	契約している利用料※1	□ 月額	円	□ 日額	円	□ 時間額	円

<裏面も記入して下さい>

④	フリガナ		所在地	〒 電話：
	施設・事業名			
	契約している利用料※1	□ 月額　円 □ 日額　円 □ 時間額　円		
⑤	フリガナ		所在地	〒 電話：
	施設・事業名			
	契約している利用料※1	□ 月額　円 □ 日額　円 □ 時間額　円		
⑥	フリガナ		所在地	〒 電話：
	施設・事業名			
	契約している利用料※1	□ 月額　円 □ 日額　円 □ 時間額　円		

※1 該当箇所にレを記入し金額を記入して下さい。利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の□にレを記入し、算定した月額相当分を記入して下さい。

5. 認可外保育施設・一時預かり事業の施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月日	認可外保育施設に支払った月額利用料（保育料）(a) ※2 ※3	一時預かり事業に支払った月額合計利用料 (b) ※2	支払額合計 (c=a+b)	月額上限額 (d) ※4	請求額 (cとdを比較して小さい方)
令和 6 年 4 月	24,000 円	4,500 円	28,500 円	40,300 円	28,500 円
令和 年 月	円	円	円	円	円
令和 年 月	円	円	円	円	円

※2 上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類（施設からの領収証等）と特定子ども・子育て支援提供証明書をすべて添付して下さい。

※3 利用料の設定が月単位を超える（四半期、前期・後期など）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定して下さい。（小数点以下、切り捨て）

※4 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額40,300円、第3号認定の場合は45,700円です。
月途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次のとおりとなります。
・月途中で認定期間が終了する場合、
または別の市町村へ転出する場合の限度額：40,300(45,700)円× 転出日までの日数÷その月の日数
・月途中で認定期間が開始される場合、
または別の市町村から転入した場合の限度額：40,300(45,700)円× 転入先での認定日からの日数÷その月の日数